

春日井市東部第1調理場研修室等利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が生涯に渡って健全な心身を培うことを目的として、食育の推進に寄与すると認められる事業（以下「食育事業」という。）を実施するに当たり、東部第1調理場の研修室、栄養指導室、食育ホール及び見学通路（以下「研修室等」という。）を利用するために必要な事項を定めるものとする。

(利用対象事業)

第2条 研修室等を利用することができる食育事業は、教育委員会が指名する者を講師等として実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 施設及び調理業務の見学
- (2) 学校給食献立に関する調理実習
- (3) 学校給食の試食
- (4) 食育の推進に資する研修、講習等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、春日井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

2 前項第3号の事業は、単独で、又は同項第2号の事業と併せて行うことができない。

(利用対象者)

第3条 研修室等を利用することができる者は、市内在住、在学又は在勤者で構成された5人以上の団体とする。

(利用できない日)

第4条 研修室等を利用できない日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）のほか、次のとおりとする。

- (1) 2学期の学校給食開始日及びその前日（その日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日）

- (2) 2学期の学校給食終了日から3学期の学校給食開始日まで
- (3) 3学期の学校給食終了日から翌年度1学期の学校給食開始日まで
- (4) 第2条第1項第3号に該当する事業については、学校給食を実施しない日

2 利用時間は、午前9時から午後4時30分までとし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(利用の申込み)

第5条 研修室等を利用しようとする団体は、東部第1調理場研修室等利用申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に申込者が自署し、利用団体名簿(第2号様式)を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 申込書の提出期間は、利用日の3か月前から2週間前までとする。ただし、第2条第1項第2号及び第3号に該当する事業を実施するときは、利用日の前月10日までとする。

(利用の承諾)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申込みについて、その利用を適当と認めるときは、東部第1調理場研修室等利用承諾書(第3号様式。以下「承諾書」という。)を交付するものとする。

2 研修室等の利用承諾を受けた団体(以下「利用者」という。)は、利用の際、承諾書を持参し、教育委員会の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用の不承諾)

第7条 東部第1調理場の研修室等を利用しようとする団体が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その利用を承諾しないことができる。

- (1) 政治活動又は宗教活動のために利用するとき
- (2) 営利目的のために使用するとき
- (3) 東部第1調理場の施設及び附属設備を毀損又は滅失する恐れがあるとき
- (4) 東部第1調理場の管理上支障があるとき。
- (5) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用料)

第8条 利用料は無料とする。ただし、第2条第1項第2号及び第3号に係る事業を実施するときは、教育委員会が定めた給食費又は実施に要する食材費を納めなければならない。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (2) 利用が認められた施設以外に立ち入らないこと。
- (3) 利用後は、施設を原状に回復し、清掃等を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会の指示に従うこと。

(利用の承諾の取消し等)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承諾の取消し又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申込みにより利用の承諾を受けたとき。
- (2) 営利目的のために使用するとき
- (3) 東部第1調理場の施設及び附属設備を毀損又は滅失する恐れがあるとき
- (4) 東部第1調理場の管理上支障があるとき。
- (5) 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認めるとき。
- (6) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (7) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (8) その他利用者として不相当と認められるとき。

2 前項の規定による措置によって生じた損害については、教育委員会は、その責を負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。